

公立大学法人の業務実績の評価に関する基本的な考え方（案）

1 評価の目的

- (1) 大学運営の問題点や課題を改善し、大学の継続的な質的向上の促進を図ること。
- (2) 大学の社会への説明責任を果たすこと。

2 評価にあたっての留意点

- (1) 社会一般にわかりやすく大学の状況を示すことができる評価とすること。
- (2) 大学の過重な負担とならない効率的な評価とすること。
- (3) 透明性のある評価とすること。

3 評価の種類

(1) 事業年度評価（法第 28 条）

各事業年度における年度計画の実施状況を調査、分析し、当該事業年度における業務の全体について、総合的な評定を行う。

教育研究の状況については、「中期目標期間評価」において認証評価機関による評価を踏まえることとされていること、また、教育研究の成果には一定の期間を要することから、事業の外形的・客観的な進行状況の確認により評価する。

(2) 中期目標期間評価（法第 30 条、第 79 条）

中期目標期間終了時において、中期目標に照らして、中期計画の達成状況を調査、分析し、中期目標期間における業務の実績の全体について、総合的な評定を行う。

このうち、教育研究の状況については、認証評価機関の評価を踏まえるものとする。

4 評価項目・評価指標

年度計画・中期計画に記載する項目を評価項目とし、評価指標は可能な限り数値化が可能なものとする。

なお、評価指標が数値化できない場合においては、到達水準を把握できるよう関連の事業の実施状況等の確認により、評価するものとする。

5 評価の方法

(1) 評価の構成

「項目別評価」及び「全体評価」により構成する。

(2) 項目別評価（段階評価）

◆法人による自己評価

法人が作成した年度計画・中期計画の最小単位の項目ごとに、以下の4段階区分により、法人自らその進行状況を評価する。その際、評価の判断理由を示す。

なお、法人は計画に掲げる項目の重要性等を勘案し、項目間においてウェイトづけをすることができるものとする。

(評価基準：事業年度評価の場合)

Ⅳ	「年度計画を上回って実施している」
Ⅲ	「年度計画を順調に実施している」
Ⅱ	「年度計画を十分に実施できていない」
Ⅰ	「年度計画を実施していない」

(評価基準：中期目標期間評価の場合)

Ⅳ	「中期計画を十分に達成した」
Ⅲ	「中期計画を概ね達成した」
Ⅱ	「中期計画は十分には達成されなかった」
Ⅰ	「中期計画を達成していない」

◆評価委員会による法人の自己評価の検証及び大項目評価

- ① 評価委員会において、法人が行った「項目別評価」を検証し、その妥当性を確認する。なお、法人の自己評価と評価委員会の評価が異なる場合は、評価委員会はその評価理由を示す。
- ② ①を踏まえ、法人の業務実績を総合的に検証し、中期計画の大項目（*）ごとに、以下の5段階区分により、その進行状況を評価する。

(評価基準：事業年度評価の場合)

S	「特筆すべき進行状況にある」（評価委員会が特に認める場合）
A	「計画どおり進んでいる」（評価委員会の評価…すべてⅣ又はⅢ）
B	「概ね計画どおり進んでいる」（評価委員会の評価Ⅳ又はⅢの割合が9割以上）
C	「やや遅れている」（評価委員会の評価…Ⅳ又はⅢの割合が9割未満）
D	「重大な改善事項がある」（評価委員会が特に認める場合）

(評価基準：中期目標期間評価の場合)

S	「特に優れた実績をあげた」(評価委員会が特に認める場合)
A	「中期目標を十分に達成した」(評価委員会の評価…すべてがⅣ又Ⅲ)
B	「中期目標を概ね達成した」(評価委員会の評価…Ⅳ又はⅢの割合が9割以上)
C	「中期目標は十分には達成されなかった」(評価委員会の評価…Ⅳ又はⅢの割合が9割未満)
D	「重大な改善事項がある」(評価委員会が特に認める場合)

* 中期計画の大項目

- ・ 大学の教育研究等の質の向上に関する事項
- ・ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ・ 財務内容の改善に関する事項
- ・ 自己点検・評価及び当該情報の提供に関する事項
- ・ その他業務運営に関する重要事項に関する事項

(3) 全体評価

評価委員会において、「項目別評価」の結果を踏まえ、法人の業務全体の実績の評価について記述式により、年度計画・中期目標(計画)を総括する。

また、評価制度が大学運営の検証という役割に加えて、大学の諸活動を社会に公表するという役割も併せ持っていることから、大学の特色ある取組みやさまざまな工夫については、積極的に評価するものとする。

なお、評価を通して得られた大学運営に関する課題や改善事項等も記述する。

6 評価結果(案)に対する法人の意見申出の機会の付与

評価委員会は、評価を決定する前に、その案を法人に示し、意見申出の機会を設ける。

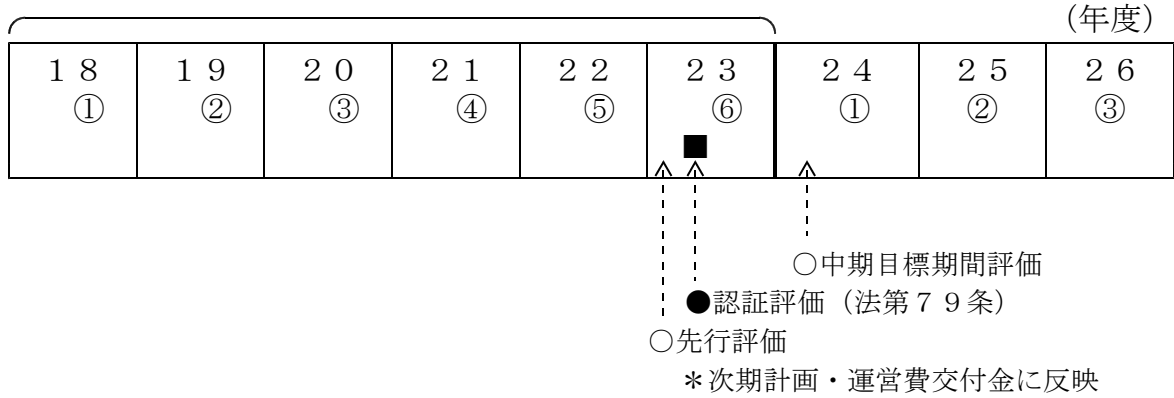
7 先行評価

次期中期目標・中期計画の策定及び運営費交付金の算定にあたり、評価結果を適切に反映させるため、「中期目標期間評価」に先立ち、中期目標期間終了年度に、「中期目標期間評価」に準じた先行評価を行う。

なお、教育研究の状況については、事業の外形的、あるいは客観的な進行状況を記述することによって評価する。

《評価のサイクル》

中期目標期間



8 その他

評価方法等については、常に改善を図り、より適正な評価制度の構築に向けて、必要に応じて、随時、見直しをすることとする。

参考

法律上、法人に求められる評価

- 1) 自己点検評価・公表（学校教育法第69条の3第1項）
- 2) 認証評価機関による評価（学校教育法第69条の3第2項）
- 3) 評価委員会による評価（地方独立行政法人法第28条及び第30条）

【学校教育法】

第69条の3 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下、「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

【地方独立行政法人法：読替後】

第28条 公立大学法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

～略～

第30条 公立大学法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、学校教育法第69条の3第2項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえるとともに、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。